

令和 8 年度 第 3 回川崎市危険物等保安審議会会議録

- 1 会議名 川崎市危険物等保安審議会
- 2 開催日 令和 8 年 6 月 1 5 日 (月)
- 3 場 所 消防局 6 階 作戦室
- 4 出席者 委員 (1 4 名)
大塚会長、伊藤副会長、福田副会長、大気委員、田島委員、中原委員、
美和委員、手島委員、野中委員、山火委員、鈴木委員、小山委員、
三輪委員、遠藤委員
事務局 (5 名)
三原係長、佐藤係長、渡邊係員、奥山係員、熊谷係員
- 5 公開・非公開の別 公 開
- 6 傍聴者の数 2 名
- 7 議 題
(1) 令和 8 年度第 2 回川崎市危険物等保安審議会会議録の確認
(2) 「安全教育用保安関係法令・技術用語集」の見直しについて
(3) その他

8 審議経過

【大塚会長】

令和 8 年度第 3 回川崎市危険物等保安審議会を開会します。

(会長から開催の挨拶があった。)

【大塚会長】

次に、本日の配布資料の説明を事務局からお願いします。

(事務局から配布資料の確認及び資料 1 の説明を行った。)

【大塚会長】

前回の会議録について、皆様から意見等がありますか。

無いようですので、会議録を承認することとします。

続いて「安全教育用保安関係法令・技術用語集」の見直しについてです。前回は B チームの中原委員の見直し部分まで完了しました。本日は、小山委員から始めます。

【小山委員】

私の担当部分について説明します。『3-1-b-01 保安管理組織』は、第二種製造事業者を追加しました。『3-1-b-02 危害予防規程』から『3-1-b-03 保安統括者』までは文言の追加修正をしています。『3-1-b-04 保安企画推進員』は、文言及び選任条件を追記しました。『3-1-b-05 保安技術管理者』から『3-1-b-07 保安係員』までは、文言の追加をしました。『3-1-b-08 冷凍保安責任者』は、文言の追加修正をしました。

『3-2-b-01 移動』は、「充填」を「充てん」に修正しています。『3-2-b-02 火気等の制限』及び『3-2-b-03 充てん』は、文言の修正をしました。『3-3-b-01 保安検査』以降は、文言の細かい修正を行いました。

【中原委員】

関係法令欄について、液石則は記載しないことで統一しましたので、『3-2-b-01 移動』の液石則を削除してください。

【事務局】

分かりました。

【小山委員】

続いて、『3-1-d-01 自衛防災組織』は、「市町村長等」を「所轄の行政機関」に修正しました。

【中原委員】

あえて文言を変えずとも、条文と整合性を取った方がよいと思います。

【小山委員】

分かりました。それでは「市町村長等」に戻すこととします。

【伊藤副会長】

『3-1-d-05 防災規程』のカッコ内に「地震災害強化地域」とありますが、正式名称は「地震防災対策強化地域」のため、修正してください。

【小山委員】

分かりました。

【大塚会長】

小山委員、ありがとうございました。続いてCチームに移る前に、大気委員と中原委員から担当部分の再修正についてご説明があります。

【大気委員】

『2-1-a-03』について、説明内容の記載順と整合を取り、左枠を『2-1-a-03 防火設備・特定防火設備』と修正しています。また、説明内容に追記したものの不要と思われる文章について削除を行いました。『2-2-a-06 飛散防止構造』については、審査基準を引用し追記を行いました。

【中原委員】

関係法令欄について、一般則が抜けている部分について追記を行いました。また、液石則の記載を削除しました。『2-3-d-02 3点セット』に、前回事務局から説明のあった内容を追記しました。

【大塚会長】

大気委員、中原委員、ありがとうございました。続いて、Cチームの見直しに入ります。山火委員、お願いします。

【山火委員】

Cチームの割り振りは、法令用語集及び技術用語集となります。法令用語集では4. 事故措置のみが担当範囲となります。それでは私の担当部分について説明します。冒頭の用語リストですが、用語の順序を入れ替えたところがあるため、見直し完了後に修正を行う予定です。『4-1-a-01 通報義務』は、条文では通報先を指定するよう

な書きぶりではあるものの、実際の通報は119番通報を行うため、カッコ内は不要と考え削除としました。『4-1-a-02 覚知時間』は事業所側と消防側との解釈に相違があり、認識の齟齬を避けるため削除としました。『4-3-a-01 立入検査』は、検査者の記載について一部削除としています。『4-3-a-04 警告書』及び『4-3-a-05 改善計画書』は、当時の規程が廃止され、「川崎市火災予防査察規程」が平成17年4月から施行されたことに伴い、内容を大幅に変更しています。また、『4-3-a-05 改善警告書』において、「勧告」に関する記載は高圧ガス保安法に係る内容であるため削除としました。ここで追加の訂正となりますが、『4-3-a-07 許可取消』及び『4-3-a-08 使用停止命令』の説明内にある、「次の一に該当する」の「一」を「項目」に修正してください。

【事務局】

分かりました。

【福田副会長】

『4-3-a-01 立入検査』の検査者の記載について、川崎市においては消防吏員のみが立入検査を行うとのことですが、実際に事務吏員や技術吏員も行っているのであれば、削除部分を残してもよいかと思います。

【山火委員】

消防法第4条では、消防職員の説明として、「消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員」とされています。川崎市において立入検査を実施するのは消防吏員であることから、事務吏員や技術吏員は削除することでよいと思います。

【福田副会長】

分かりました。

【大塚会長】

『4-1-a-02 覚知時間』について、石災法では「事故発生を認知・把握した時間」と定義されていますが、削除することでよいでしょうか。

【山火委員】

事業所側での覚知時間とは「従業員が事故を発見した時間」であるのに対し、消防側での覚知時間とは「入電により消防機関が事故発生を覚知した時間」であることを事務局に確認してもらいました。他にも、危険物事故が発生した際に消防機関へ届出する災害発生届には、災害が発生した日時を記載する欄はあるものの、覚知した日時の欄がありません。以上のことから、事業所側と消防側とで認識が異なり誤解を招く可能性がある判断したため、削除としました。

【大塚委員】

分かりました。続いて田島委員、お願いします。

【田島委員】

私の担当部分について説明します。大項目4. は、高圧ガス保安法の事故措置に関する内容ありますが、全体をより分かりやすくする目的で、最初に『高圧ガス事故等』を追加しています。次の項目『危険時の措置及び届出』ですが、内容を分けた上で、『危険時の措置』については4-2の応急措置へ移動し、『危険時の届出』は次の項目に

て説明しています。『4-1-b-01 危険時通報届出』は『4-1-b-01 危険時の届出』と修正し、通報に関する内容は削除しています。『4-1-b-02 事故届』は文言の修正を行っています。ここで事務局に確認したいのですが、事故届の届け出先は「都道府県知事又は警察官」とされていますが、川崎市はどこへ届け出を行うのでしょうか。

【事務局】

事故届は、事故が発生した場所を管轄する行政庁に届け出しますので、当市においては消防局へ届け出を行います。

【田島委員】

分かりました。次に皆さんに確認したいのですが、「都道府県知事」の後ろにカッコ書きで「(川崎市においては消防局)」と追記した方が分かりやすいと思うのですがいかがでしょうか。

【福田副会長】

「都道府県知事」を「川崎市においては消防局」に読み替えることについて、巻頭の留意事項に記載することで統一をしたかと思われます。

【三輪委員】

私の担当部分を発表した際に、用語集の説明文はそのままに、留意事項に記載することで統一をしました。

【田島委員】

ありがとうございます。続けて、『4-1-b-03 高圧ガス事故等調査報告書』は、説明欄と関係法令欄を追記しています。『4-2-b-01 危険時の措置及び届出』は『危険時の措置』とし、内容を修正しています。『4-2-b-02 緊急停止』から『4-2-b-05 除外措置』までは、内容の修正や追記をしています。『4-3-b-01 許可の取消』から『4-3-b-04 緊急措置命令』までは、説明を修正しています。『4-3-b-05 認定』については、令和5年の改正高圧法により新認定制度ができたことに伴い項目の追加をしています。『4-3-b-06 認定の取消』は追記をしています。また、「第一種」などの数字表記について随所に単語があるものの表記が統一されておられません。アラビア数字であれば全角又は半角か、若しくは漢字かについて、最終的に表記を統一すべきと思います。

【伊藤副会長】

『4-3-b-01 許可の取消』の「第一種製造事業者」は「第一種製造者」ではないでしょうか。

【田島委員】

確認します。

【事務局】

参考までに、高圧ガス保安法における「都道府県知事」については、大都市の特例により現在は該当するものについて、指定都市の長として読み替えができることとなっています。また、『4-3-b-05 認定』についてですが、令和8年12月21日をもって「認定高度保安実施者」のみとなり、「認定完成検査実施者」や「認定保安検査実施者」は条文上から削除されることとなります。なお旧認定の効力は以降も令和12年6月20日まで3.5年間残りますが、ここでは新認定について記載を行ってはどうかと思います。

【田島委員】

現時点で従来の認定制度で認定を受けている事業所もあるため、新認定制度との併記としました。一度持ち帰り、修正を行います。

【大塚会長】

田島委員、ありがとうございました。続いて遠藤委員、お願いします。

【遠藤委員】

私の担当部分について説明します。『4-1-d-01 異常現象』は、平成 24 年の消防庁通知で改正があったことから、内容の修正をしています。『4-1-d-02 異常現象の通報義務』は、防災計画の章立てが変更していることに伴い修正しています。『4-1-d-03 通報体制の充実』は、関係法令欄を通達から通知へ修正しています。『4-2-d-03 自衛防災組織等に対する指示』及び『4-2-d-04 災害応急措置の概要等の報告』は、条文に合わせて修正をしました。『4-3-d-02 合同立入検査』は、防災計画の章立てが変更していることに伴い修正しています。

【事務局】

『4-1-d-01 異常現象』の関係法令欄ですが、「平 24 消防特 62」となっている部分について、「平 24 消防特第 62 号通知」と修正するのはいかがでしょうか。

【大塚会長】

消防庁通知でも西暦が記載されているので、「平成 24 年消防特第 62 号通知」と明記した方がよいかと思います。

【中原委員】

それでは、用語集に記載する通知については、年と番号を略さないことで全体の統一事項としてよいですか。

【大塚会長】

お願いします。

【山火委員】

続いて、技術用語集について説明します。1. 設計・建設から始めます。『アイソメ図』は英語表記の修正と内容の追記を行いました。『インターロック』、『オンサイト』はそれぞれ全修正、追記をしています。『承認図』は削除としています。『スケルトン』、『パイロットプラント』は追記修正をしています。『ユーティリティ』は重複箇所「やプラント」の削除をお願いします。『耐震設計』は項目の追加をしています。

【中原委員】

『アセスメント』の「客観的なデータに基づいて評価等するもので」は、全てが客観的とは限らないので、削除してよいかと思います。

【事務局】

『耐震設計』について、消防法では屋外タンクや移送取扱所も該当するため、「(20 号タンク)」は削除してよいかと思います。

【山火委員】

分かりました。続いて、2. 材料・材質です。各項目の英語表記をカッコ書きで追加しています。続いて、3. タンクです。『岩盤タンク』、『二重殻タンク』について、高圧ガス保安法に係る内容を追記しました。『球形タンク』は項目の追加をしています。『ダイク』については分かりやすいように文言の修正を行いました。

【大塚会長】

山火委員、ありがとうございました。

【伊藤副会長】

今後の進め方の確認です。文言の統一等はどのタイミングで行いますか。

【事務局】

全体的な文言の統一や最終仕上げ、データの集約、ホームページへの掲載は事務局で行います。また、平成 24 年の法令用語集の見直しによる追加・削除項目の抽出を事務局にて行っていますので、次回以降の審議会でその部分の確認が終わり次第、チームごとに最新版のデータを送付します。その後、取り消し線や追記・削除等のデータの修正を皆さんで行っていただきたいと存じます。

【大塚会長】

分かりました。それでは、今月をもって退任となります野中委員と手島委員より、退任のご挨拶をお願いします。

(野中委員、手島委員から退任の挨拶があった。)

ありがとうございました。その他、皆様からご意見等無いようですので、事務局からお知らせをお願いします。

【事務局】

次回の審議会の開催は、7 月 13 日（月）を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

【大塚会長】

ありがとうございました。以上で、令和 8 年度第 3 回川崎市危険物等保安審議会を閉会いたします。